

徳島県都市計画審議会
第 1 1 回常務委員会議案書

令和 5 年 7 月 1 9 日

徳島県都市計画審議会

徳島県都市計画審議会第11回常務委員会議事進行順序

- 1 開会
- 2 報告 委員の異動について（井川委員）
- 3 会議録署名者の指名
- 4 議題
議常第14号 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置
について（建築基準法第51条に関する件）（美馬市）
- 5 閉会

議 題

次のように諮問されました。

令和5年7月19日

徳島県都市計画審議会

(議常第14号)

建築第594号
令和5年3月31日

徳島県都市計画審議会会長 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について（諮問）

建築基準法第51条ただし書の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

敷地の位置 美馬市脇町馬木字滝下818、809-2及び810-2

(議常第 14 号)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設	美馬市脇町馬木字滝下 818 番、809 番 2 及び 810 番 2 (脇都市計画区域 (用途地域 指定なし))	2,752.31 m ²	下記のとおり
破砕施設 ・ 廃プラスチック類 18.4 t / 日			

「区域は位置図表示のとおり」

理由

一般家庭や事業所で発生した容器包装などの「廃プラスチック類」を破砕し、「再生プラスチック製品用原料」を製造するために必要な破砕機を設置するもの。

廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

(建築基準法第51条に関する件)

1. 申請者

美馬市脇町大字脇町813番地の1

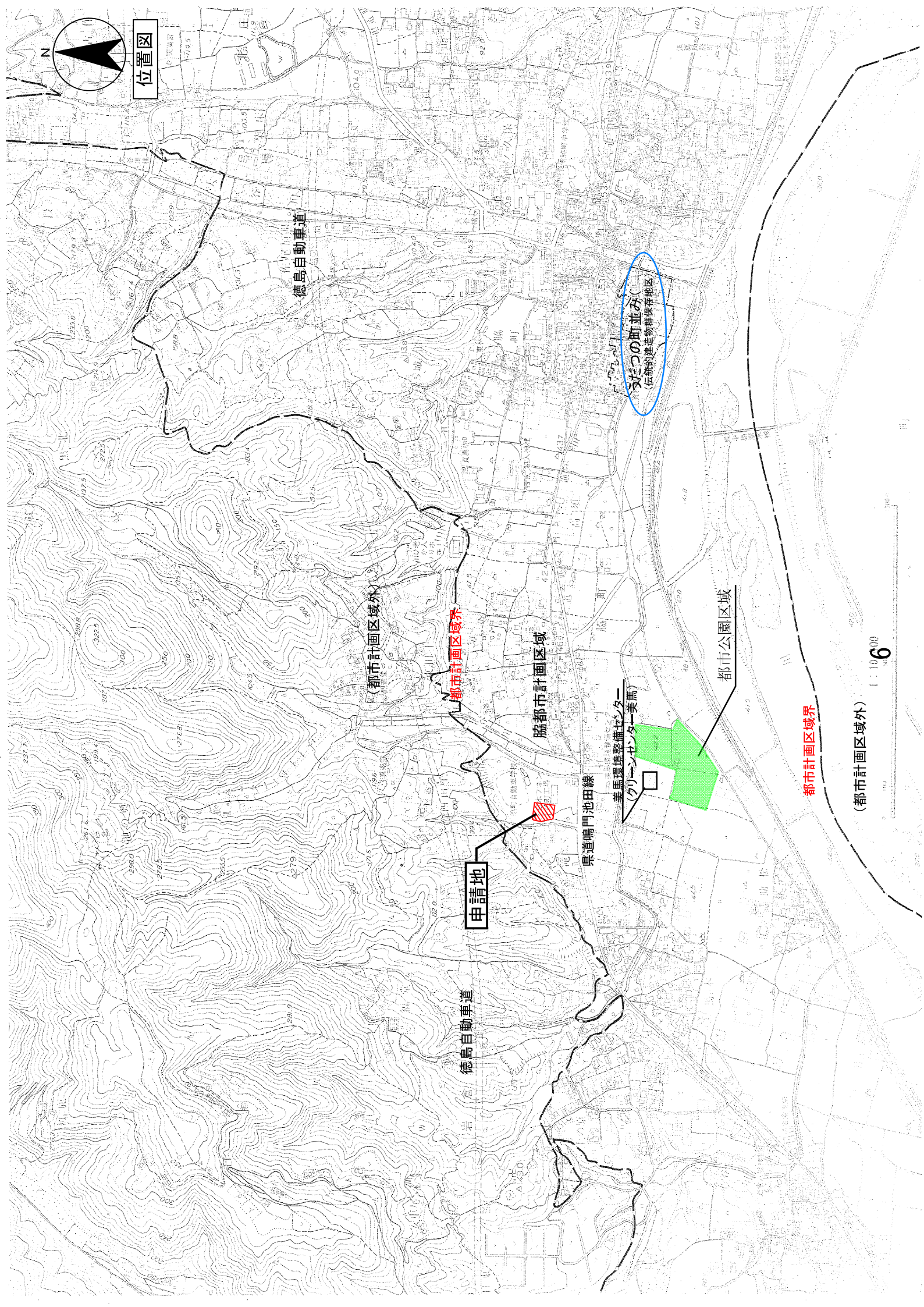
三宅生コン有限会社 代表取締役 三宅 英樹

2. 施設の概要

名 称	申 請 地	区域区分	敷地面積	処理能力
一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設	美馬市脇町馬木字滝下 818番、809番2及び810番2	脇都市計画区域 (用途地域 指定なし)	2,752.31㎡	下記のとおり
破砕施設 ・ 廃プラスチック類 18.4t／日				

3. 申請理由

一般家庭や事業所で発生した容器包装などの「廃プラスチック類」を破砕し、「再生プラスチック製品用原料」を製造するために必要な破砕機を設置するもの。



位置図

縮尺 1/2,500



申請地

脇都市計画区域内
用途地域無指定

美馬市道

廃プラスチック
破碎工場

日本フネン工場

三宅コンクリート工場

日本フネン工場

県道12号 鳴門池田線

讃岐リース脇町(営)

カネト

日本パット・グランド

みなみ

コンフォートビスタ

美馬環境整備センター

クリーンセンター美馬

都市公園区域

70m

→ 車両経路を示す

7

4 施設配置図

北側：脇町自動車学校

美馬市道
法第42条1項1号道路

※特記事項 (mm) 市道
前面道路 : 8000
道路幅員 : 敷地接道距離=9530
K1~K2:

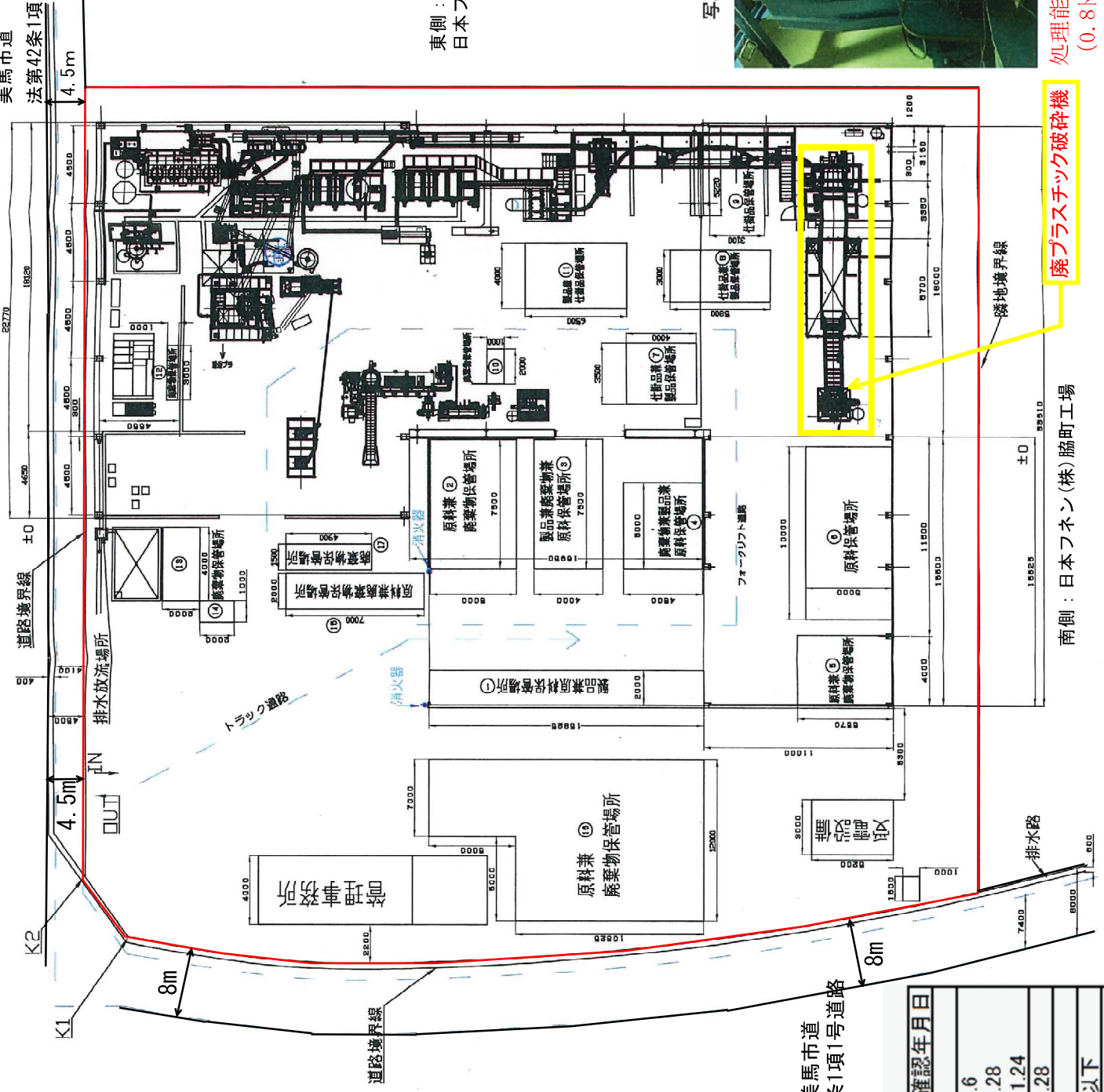
西側：
民家・畑

東側：
日本フネン(株) 脇町工場

美馬市道
法42条1項1号道路

建築確認の状況

用途地域	指定なし	建築確認年月日
用途	工場	
工場棟	鉄骨造 1,343.53 m ²	H16.5.6 H16.6.28 H18.11.24
事務所棟	木造 30.00 m ²	H16.6.28
敷地面積	2,752.31 m ²	
建ぺい率	49.9 %	70%以下
容積率	49.9 %	200%以下



写真④ 破砕機



処理能力：18.4ト/日
(0.8ト/h × 23時間)

廃プラスチック破砕機

南側：日本フネン(株) 脇町工場